

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都びいちゃんねっと
評価者氏名（職名）	杉岡 秀紀（福知山公立大学地域経営学部准教授）
評価対象期間（年度）	平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

(1) 事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	■	□	■	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	■	□	□	■

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
■	□	■	□

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に 3 件程度記入。

項目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合 ^④
事業名 食物アレルギーサポートデスク	50%
事業名 アレルギー大学及び出張アレルギーの学び舎	30%
事業名 つどいの広場	15%

※ 例) 総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

(2) 組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	■	□	■	□
決議や議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	■	□	■	□

次證や證事錄署名人の選任、證事錄の作成について定款に定める方法で行っているか。

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	■	□	■	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	■	□	■	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	■	□	■	□
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	■	□	■	□

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	■	□	■	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	■	□	■	□
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	■	□	■	□
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫して作成されているか。	■	□	■	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関する法令を把握し、遵守しているか。	■	□	■	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	■	□	■	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法、登記に関する法令（組合等登記令）、税に関する法令（法人税法等）、労務に関する法令（労働基準法等）、事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供—介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	■	□	■	□
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	■	□	■	□

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

本法人は、平成 15 年の任意団体設立以降、10 年以上の献身的な事業活動が評価され、その認知度及び影響度は確実に広がってきている。

とりわけ平成 29 年度については、①総会のオープン化（アレルギー対応食のランチ、子ども企画なども実施）、②『子育て支援からの食物アレルギー支援』の発行、③食物アレルギー相談援助研究会を新規事業として立ち上げることを決定、他方、これまでの中心事業の 1 つであったアレルギー大学事業を目的の違いから縮小することを決定するなど、本法人の「当事者支援」「支援者支援」「社会的理 解」というを目指す社会像と時代変化に照らし合わせた柔軟かつ戦略的な意思決定をしていることを特筆すべきであろう。

そして、そのことが平成 30 年度の総会で確認された「法人名称の変更」および「役員の変更」に結実していると見えた。なお、法人名称の変更については、「教える側と教わる側」との関係性の固定化からの脱却やアレルギー団体との分かりにくさ、また正式団体名の冗長さなどからの長年の懸案事項であると同時に、この点については昨年度の外部評価でも指摘した事案であった。そのため、外部評価に対して真摯に向き合う姿勢も含めて、組織のガバナンス力が向上している様子が窺い知れる。

その上で、さらなる事業発展を望み、以下の 2 点をぜひ内部で検討されたい。

（1）認知度の向上について

前述の通り、平成 30 年度より「FaSoLabo 京都」に法人名が変更となった。このこと自体はこれまでの経緯からすると念願であり、歓迎したいことである。しかし、このことは、翻せば「びいちゃんねっと」としての認知度を使えないということでもある。本指摘は時間が解決すべき問題でもあるが、「社会的理 解」を重視する団体でもあり、早く「びいちゃん=FaSoLabo 京都」という認知を得られるよう、様々な工夫を期待したい。

（2）中期計画の策定について

昨年度までは断続的かつ断片的ではあるが議論がなされてきた「中期計画」については、平成 29 年度も議論が継続され、「Annual Report」でも「中長期計画」として収録されている。しかし、事務局長へのヒアリングによればまだ事務局レベルでの共有にとどまっていることが分かった。この点については、京都府内における当該分野の嚆矢であり、リーダー的（背中を見られている）存在である本法人のポジションを鑑みれば、やはり理事会や総会レベルでももっと熟議を重ね、数値も入れた中長期計画として公式に公開および共有されるべき事項と考える。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

（収入項目の多様化と借入金の返済について）

現在の收支状況において受取助成金および受取補助金の割合は約 8 割を占めており、これはやや外在的収入に偏り過ぎた印象がある。受託助成金や補助金を継続的に獲得できるのであれば、大きな問題ではないが、やはりこれらは政治にも左右される不安定な財源である。したがって、事業収入を得ることは容易ではないが、会費や寄付なども含め、もう少し内在的な収入の比率を高められるよう収入項目の多様化を目指すべきではないだろうか。

また合わせて設立者（現理事）である小谷氏への借入金についても、行政事情による一時立て替金の必要性という事情は理解できるものの、法人化している以上は、やはり個人として建て替えるのは不適切である。この点は法人のマネジメント、ガバナンスの観点から改善されるべきであると考える。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
【全般（昨年度）】 (1) 情報発信については「びいちゃんねっとニュースレター」や啓発のための冊子、facebookなど多様な媒体があり、精力的に取り組まれている。またHPもニュース性のある記事の更新のほか毎年度の事業報告や決算報告のための資料が確実にアップされており、情報公開も適切と言える。しかし、監査の観点から言えば、HPの監事名のところが「金融担当者」となっている。これは実名で公開すべきではないだろうか。	監事の板橋氏は、信用金庫の役員を努めており、中小企業を診断し厳しい業務判断も実施する立場にある。その為、遺恨を持たれることもあり、日頃から勤務先からも生命についての危機管理を云われている。その為、実名の表記は顔の見える手渡しの範囲法人パンフレットまでに止め、不特定多数の人が見る、ネットでの公開は避けたいという申し出があり、理事会でもその旨、了承した。
(2) 「アレルギーネットワーク京都びいちゃんねっと」という名称はやや冗長であり、また「びいちゃんねっと」と略されると何をしている団体か一見分からず印象を与えていた可能性がある。他方でここ10数年の活動により、ようやく名称が定着してきた側面もある。その意味では、理事会でも議論が続いているように、結論を出すのは容易ではないと思われるが、スタッフ側も利用者側も納得できるまで引き続き議論を重ねて欲しい。アイディアとしては、正式名称と愛称を分けて議論し、愛称として「びいちゃんねっと」という名称を残すという考え方もあり得よう。	数年前からの懸案事項でもあった法人名を、理事会・事務局で2017年度は改めて時間をかけて検討した。 これまで実施してきた事業・今後の法人の目指す将来像から、新法人名の決定ができた。 また、「びいちゃんねっと」という名称を、通称として移行期間の措置として残すことも決定した。 これから事業・活動は、新規事業の開始もあり、新たな名称で新たな局面へと展開するにふさわしい名称であることを役員・スタッフ全員で自負している。 今後は、新法人名の周知とともに法人の目指すものを合わせて語っていきたいと考えている。
(3) 本法人の活動及び提供されるサービスは、都市部だけでなく、人口減少が進む地域（京都で言うならば府北部や南部）でも必要な公共性の高いサービスである。とはいえ、この分野はかなり専門的な知識やネットワークも必要であり、現行の舞鶴と京田辺以外に拡張することは容易ではないだろう。そこでこうした団体（あるいは事業）の立ち上げ支援を模索しつつ、たとえばアレルギーに配慮した給食づくりやアレルギーを持つ子どもや大人居場所づくりなど、行政や教育機関でもできることを増やすためにも、たとえば総務省の行政相談委員制度などを活用し、全国的な行政課題を克服する道も模索するのも一案ではないだろうか。	行政相談員制度の利用はできなかったが、「子育て支援からの食物アレルギー支援」の調査報告書を作成したこと、自治体アプローチに客観的指標を示せるようになった。 それにより、地域子育て支援拠点事業での食物アレルギー対応の運営について、福祉医療機構の国庫補助金モデル事業に採択されたり、日本財團による食物アレルギー支援の全国調査へとつながった。 地域での活動が、ソーシャルアクションへと広がりはじめ、全国での食物アレルギー支援への指針が示すことができると期待している。
【財務（昨年度）】 (1) 理事会の議事録は概ね定款通りに作成されているが、総会に比べて、理事総数や出席者数、議決の結果等書き方がやや粗い。今後は総会のレベルで揃えるべきではないだろうか。	理事会・総会ともに、議案書・議事録の記述を形式に沿ったものにした。

(2) 中期計画については、パナソニック NPO ファンドの組織診断でも課題として指摘され、外部コンサル提案の中長期計画案までは策定されている。ただしこの案を理事会でしっかりと議論し、自分たちの手（言葉）でオーソライズするところまでは至っていない。引き続き理事会メンバーを中心に検討を重ね、利用者や支援団体等にも見える化できるよう検討されたい。

2017年度事業報告書の中に、「中長期計画」のページを設け、事務局で検討した法人の将来像を掲載した。法人理念のもとに、各事業について実施した結果・期待する成果・社会的影響を一覧表にまとめることができた。
しかしながら、具体的な数値を挙げるには至つておらず、2018年度の課題として理事会・事務局で引き続き検討を重ねていく予定である。

備考（審査委員会のコメント）

外部からの基盤強化支援を受ける等、法人の経営基盤が整備されてきたことが感じられる。今後は、外部評価者が提言するように、中長期計画を内部で検討したうえで、開かれた形で議論し、それをどのように実行に移していくかが重要である。引き続き、条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットを活かし、活動の更なる発展に向けた検討体制を整えられることを期待する。